

保護者 様

インフルエンザによる出席停止の通知書

群馬県立新田暁高等学校長

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第 19 条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>
「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入するとともに、医療機関を受診した領収書または、処方された薬の説明書を学校へ提出をお願いします。（なお、医師の診断により 5 日を経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書（別紙）の提出が必要となります。）

.....

保護者が記入

学校長 様

インフルエンザにおける療養報告書

年 組 氏名

- 1 診断を受けた医療機関：
- 2 診断日：令和 年 月 日（診断型：A 型 B 型 不明） ※いずれかに○をつけてください。
- 3 登校再開日：令和 年 月 日

（登校再開には下記の出席停止期間の基準 1 と 2 の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。 ⇒ 発症日 ： 月 日
2	解熱した日を 0 日とし、翌日から数えて 2 日を経過している。 ⇒ 解熱した日 ： 月 日

上記のとおり相違ありません。

（*医療機関を受診した領収書のコピーまたは、処方された薬の説明書のコピーを添付してください。）

令和 年 月 日

保護者氏名 印